

産業廃棄物処理計画書

2024年 04月 03日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県袋井市西田72

氏名 株式会社 永井組

代表取締役 永井智克之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0538 - 43 - 2525

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

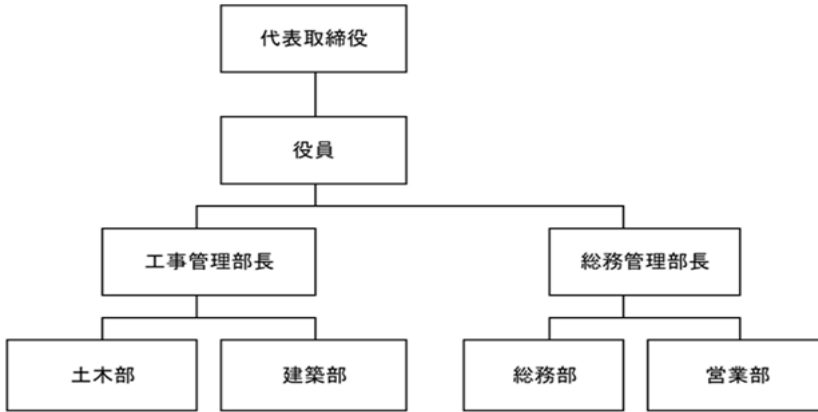
事業場の名称	株式会社 永井組		
事業場の所在地	静岡県	袋井	市 西田72
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 14.8億円（令和4年実績）
③ 従業員数	21名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	537.750 t
	アスファルト・コンクリート破片	6,999.480 t
	木くず	97.790 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.600 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1.480 t
	建設混合廃棄物	29.770 t
	廃プラスチック類	5.835 t
	繊維くず（天然繊維くず）	0.432 t
	汚泥（泥状のもの）	45.260 t
	金属くず	0.000 t
	廃油	0.000 t
	（これまでに実施した取組） 分別回収容器の設置	
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	250.000 t
	アスファルト・コンクリート破片	650.000 t

②計画	木くず	49.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.500 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1.000 t
	建設混合廃棄物	15.000 t
	廃プラスチック類	3.000 t
	繊維くず（天然繊維くず）	0.200 t
	汚泥（泥状のもの）	20.000 t
	金属くず	0.000 t
	廃油	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） 工事毎に発生廃棄物を把握し、再資源化を前提とした分別回収・処分の計画に取り組み、再資源化率の向上を図る	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別回収容器の設置	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別回収容器の設置 社内パトロール時の確認強化	

	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】

①現状

産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
コンクリート破片	0.000	537.750	0.000	0.000	537.750
アスファルト・コンクリート破片	0.000	6,999.480	0.000	0.000	6,999.480
木くず	0.000	97.790	0.000	0.000	97.790
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.600	0.000	0.000	0.000	0.600
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1.480	0.000	0.000	0.000	1.480
建設混合廃棄物	29.770	0.000	0.000	0.000	29.770
廃プラスチック類	5.240	0.600	0.000	0.000	5.840
繊維くず（天然繊維くず）	0.430	0.000	0.000	0.000	0.430
汚泥（泥状のもの）	0.000	45.260	0.000	0.000	45.260
金属くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
廃油	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

(これまでに実施した取組)
委託後の処理が適正であるか確認している。

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	コンクリート破片	0.000	250.000	0.000	0.000	250.000
	アスファルト・コンクリート破片	0.000	650.000	0.000	0.000	650.000
	木くず	0.000	49.000	0.000	0.000	49.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.500	0.000	0.000	0.000	0.500
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000
	建設混合廃棄物	15.000	0.000	0.000	0.000	15.000
	廃プラスチック類	3.000	0.000	0.000	0.000	3.000
	繊維くず（天然繊維くず）	0.200	0.000	0.000	0.000	0.200
	汚泥（泥状のもの）	0.000	20.000	0.000	0.000	20.000
	金属くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	廃油	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	（今後実施する予定の取組） 再生利用業者の選定は、優良認定処理業者を優先する。 委託後の処理が適切であるか確認する。 電子マニフェストの利用を高める。					
	※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。